

成長融資(みらい創造融資)

のご案内

郡山市では、M&A等による事業承継の促進、社会起業家の育成を目的に、成長融資の特例である「みらい創造融資」を拡充し、市内中小企業者の円滑な資金調達を支援します。

拡充する対象者や条件は次のとおり予定しております。詳細が決まりましたら、市公式ウェブサイト等でお知らせいたします。【申込先】市内の取扱金融機関（裏面参照）

【拡充内容の適用開始日】令和3年4月1日

対象者

- 次の要件を全て満たした中小企業者
 - ✓ 対象事業（①市内事業所が存続する事業承継もしくはM&A、又は②郡山市が実施する「社会起業家加速化支援プログラム」に採択された事業）を行う
 - ✓ 中小企業信用保険法第2条第1項の中小企業者に該当している
 - ✓ 市内に主たる事業所を有している
 - ✓ 原則として市民税を完納しており、かつ、同一事業を1年以上営んでいる
 - ✓ 借入金による事業実施場所がしないである
 - ✓ 借入計画が適当である
 - ✓ 必要な営業の許認可等を取得、登録している

融資条件等

- 融資限度額：5,000万円
 - 資金使途：運転資金及び設備資金
 - 融資期間：10年以内（据置1年以内）
 - 利率：年1.4%以内
- ※設備費用がある場合15年以内（据置1年以内）
- 信用保証：必要に応じて保証協会の保証を付し、信用保証料率は保証協会の定める率
 - 返済方法：原則として元金均等月賦返済
- ※郡山市から「信用保証料補助」に加え「利子補給補助」を受けることができます。要件等については裏面をご覧ください。

信用保証料補助・利子補給補助

【信用保証料補助】

みらい創造融資を利用した中小企業者が福島県信用保証協会に納付した信用保証料に対して補助します。

- 補助対象：市税等（市民税、固定資産税、軽自動車税、入湯税、事業所税、都市計画税及び国民健康保険税）を完納している方
- 交付申請期間：保証料の支払日の翌日から起算して6月以内
- 補助率：100%（限度額100万円）
- 申請方法：所定の様式（取扱金融機関へお問合せください。）に必要事項を記入の上、福島県信用保証協会が発行する信用保証料の支払額が確認できる書類の写しを添えて取扱金融機関へ提出してください。

【利子補給補助】

今回の拡充内容に基づき、みらい創造融資を利用した中小企業者が金融機関へ支払った当該融資に係る約定利子額に対して補助します。

- 補助対象：市税等（市民税、固定資産税、軽自動車税、入湯税、事業所税、都市計画税及び国民健康保険税）を完納している方
- 補助対象期間：貸付が実行された日から3年以内に支払った約定利子まで。ただし、補助金の交付については年度ごとに行う。
- 補助率：100%
- 申請方法：所定の様式（貸付実行後、毎年度末頃に対象者あて申請書等を郵送いたします。）に必要事項を記入の上、次の資料を添えて郡山市産業政策課へ提出してください。
 - ・取扱金融機関の発行する支払額明細書の写し
 - ・利子の支払額が確認できる書類（通帳の写しなど）

【取扱金融機関】

秋田銀行、足利銀行、北日本銀行、七十七銀行、常陽銀行、大東銀行、東邦銀行、福島銀行、山形銀行、郡山信用金庫、須賀川信用金庫、福島県商工信用組合